

## 前回定例会（平成19年4月4日）以降の行政の動き

平成19年5月9日  
原子力安全・保安院  
原子力安全地域広報官

### 1. 原子力発電所における定期安全管理審査の評定結果の通知について（4月11日）

原子力安全・保安院（以下「当院」）は、独立行政法人原子力安全基盤機構（JNES）から審査結果の報告のあった東京電力㈱柏崎刈羽原子力発電所第4号機第2回及び第7号機第2回の定期安全管理審査について、規定に基づき評定を実施し、評定結果を事業者へ通知。当該審査は、定期検査における定期事業者検査が対象。審査結果はいずれも、一部改善すべき点が認められるものの、自律的かつ適切に検査を行い得ると判断されるB評定。

### 2. 発電設備の総点検に関する評価と今後の対応について（4月20日）

電力会社の発電設備における過去のデータ改ざん等の発覚が続いていたことから、経済産業省（以下「当省」）は、昨年11月30日に全電力会社に対して総点検を行うよう指示したところ、各電力会社から、3月30日に総点検の結果報告が、4月6日に再発防止策が報告された。当省は全電力会社からの報告内容と再発防止対策の内容を精査し、その評価と当省としての対応を取りまとめた。

当省としての対応の一環として、甘利経済産業大臣から各電力会社に対して、再発防止対策を確実なものとするとともに、更なる保安の向上を図るため、事案に応じ、行政処分に係る文書を発出するとともに、嚴重注意等を行った。加えて、メーカーに対しても、安全水準向上のため、要請文書を発出した。

### 3. 北陸電力㈱志賀原子力発電所1号機における平成11年の臨界事故及びその他の原子炉停止中の想定外の引き抜け事象に関する調査報告書について（4月20日）

当省は、平成11年6月の志賀原子力発電所1号機の臨界事故について、3月15日に北陸電力に対して、事故の経緯や当該事故の抜本的な再発防止対策について報告するよう指示し、3月30日及び4月6日（4月20日一部補正）に報告書の提出があった。

一方、3月30日に、㈱日立製作所に対して、当該事故の事実関係等について報告するよう指示するとともに、㈱東芝に対しても、制御棒引き抜け事象に関連する事実関係等について報告するよう協力を要請し、これらについても4月6日に報告があった。

これらに対して、当省は報告内容と再発防止対策の内容について、専門家の意見も聞きつつ精査し、その調査結果について報告書として取りまとめた。

### 4. 原子炉停止操作中の東京電力㈱福島第一原子力発電所4号機における原子炉出力の変動の原因と対策に係る東京電力㈱からの報告及び検討結果について（4月23日）

平成19年2月11日、原子炉停止操作中の福島第一原子力発電所4号機において、原子炉出力が、事象発生前には約10%であったのが、一時的に約6%から約23%に変動した事象に関し、東京電力㈱は当院に対し、原因（電源スイッチの誤操作等）と対策（識別の明確化や手順書への明記等）に係る報告書を提出。当院は、当該報告書の内容について検討した結果、原因の推定及びこれらの対策等は妥当であると考えた。

### 5. 定期検査中の東京電力㈱福島第二原子力発電所4号機における原子炉自動停止の原因と対策に係る東京電力㈱からの報告及び検討結果について（4月27日）

平成19年2月18日、原子炉起動中の福島第二原子力発電所4号機において、「主蒸気管放射能高高トリップ」警報が発信し、原子炉が自動停止した事象に関し、東京電力㈱は当院に対し、原因（静電気が蓄積されやすい主蒸気管放射線モニタ前面パネル等）と対策（静電気の蓄積防止等）に係る報告書を提出。当院は、当該報告書の内容について検討した結果、原因の推定及びこれらの対策等は妥当であると考えた。

### 6. 発電設備の総点検に関する評価と今後の対応について（5月7日）

2. で行っていた行政処分に関して、各事業者に対して、弁明の機会を付与したが、所定の期日までに弁明の申し入れがなかったため、行政処分を命じた。加えて当省の対応についても、具体化した行動計画を策定した。

以上